

(旧)

様式 1-1 【新入学児童生徒用】

〇〇年〇月〇日

保護者様

氏名 _____ さん

江南市立〇〇〇学校

校長 ○ ○ ○ ○

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」提出のお願い

この度、お子様がアレルギー体質であることを保健調査票において把握いたしました。ご入学後、学校管理下において、お子様に健康で安全な生活を送っていただけるように配慮して参ります。そのため、生活・運動の留意点について確認させていただきます。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、かかりつけの医師の診察を受け、別紙「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を、入学式当日までにお願いたします。

なお、「学校生活管理指導表」は医師が診断に基づき記入するもので、作成費用については保護者負担となりますのでご了承ください。

「学校生活管理指導表」は、対応が必要な期間は、毎年1回の提出が原則です。また、ご提出いただいた後で健康状態に変化があった場合には、早急にご連絡いただきますようお願いいたします。

(案)

(新)

様式 1-1 【新入学児童生徒用】

〇〇年〇月〇日

様

江南市教育委員会

江南市立〇〇〇学校

校長 ○ ○ ○ ○

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」提出のお願い

〇〇の候、保護者の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ます。

さて、ご提出いただきました「就学時健康診断保健調査票」にて、お子様がアレルギー体質であることを確認いたしました。

つきましては、今後の学校生活において、食物アレルギー事故を未然に防ぐため、お子様のアレルギー症状を把握する必要があることから、お手数ではありますが、主治医（かかりつけ医）の診察を受けていただき、別紙「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を〇〇までをお願いいたします。

なお、「学校生活管理指導表」^{※1}は医師が診断に基づき記入するもので、作成費用については、保険適用^{※2}となり保護者負担はございません。ただし、主治医（かかりつけ医）と学校医が同一の場合、保険適応外となりますのでご了承ください。

^{※1}「学校生活管理指導表」は、毎年1回の提出となりますが、健康状態に変化があった場合には、再提出が必要となります。

^{※2}保険適用については、アナフィラキシー/食物アレルギーに起因するものが適用となり、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー結膜炎、アレルギー性鼻炎に起因するものは、保険適用外となります。

【本校学校医】

(旧)

様式 1 - 2 【年度途中用】

〇〇年〇月〇日

保 護 者 様

江南市立〇〇〇学校

校長 ○ ○ ○ ○

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」提出のお願い

この度、お子様がアレルギー体質であることを保健調査票において把握いたしました。学校管理下において、お子様に健康で安全な生活を送っていただけるように配慮して参ります。そのため、生活・運動の留意点について確認させていただきます。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、かかりつけの医師の診察を受け、別紙「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いいたします。

なお、「学校生活管理指導表」は医師が診断に基づき記入するもので、作成費用については保護者負担となりますのでご了承ください。

「学校生活管理指導表」は、対応が必要な期間は、毎年1回の提出が原則です。また、ご提出いただいた後で健康状態に変化があった場合には、早急にご連絡いただきますようお願いいたします。

(案)

(新)

様式 1 - 2 【年度途中用】

〇〇年〇月〇日

様

江南市教育委員会

江南市立〇〇〇学校

校長 〇 〇 〇 〇

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」提出のお願い

〇〇の候、保護者の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、ご提出いただきました「就学時健康診断保健調査票」にて、お子様がアレルギー体質であることを確認いたしました。

つきましては、今後の学校生活において、食物アレルギー事故を未然に防ぐため、お子様のアレルギー症状を把握する必要があることから、お手数ではありますが、主治医（かかりつけ医）の診察を受けていただき、別紙「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いいたします。

なお、「学校生活管理指導表」^{※1}は医師が診断に基づき記入するもので、作成費用については、保険適用^{※2}となり保護者負担はございません。ただし、主治医（かかりつけ医）と学校医が同一の場合、保険適応外となりますのでご了承ください。

^{※1}「学校生活管理指導表」は、毎年1回の提出となりますが、健康状態に変化があった場合には、再提出が必要となります。

^{※2}保険適用については、アナフィラキシー/食物アレルギーに起因するものが適用となり、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー結膜炎、アレルギー性鼻炎に起因するものは、保険適用外となります。

【本校学校医】

教育部教育課

契約の締結（指導用教科書、指導書）の追認について

江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、仮契約の締結後、議会の議決を経て契約成立とすべきところを、令和2年4月1日と令和6年4月1日の契約が議会の議決を経ずに契約を行っていたため、令和6年8月16日に開催予定の江南市議会臨時会で追認を求めるものです。

1 追認を求める契約内容

(令和2年度、令和2年4月1日契約)

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 指導用教科書、指導書の購入 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 金24,384,582円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市古知野町久保見212番地
株式会社青雲堂書店
代表取締役 真野 幹久 |

(令和6年度、令和6年4月1日契約)

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 指導用教科書、指導書の購入 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 金32,915,079円 |
| 4 契約の相手方 | 江南市古知野町久保見212番地
株式会社青雲堂書店
代表取締役 真野 幹久 |

2 経緯経過（令和6年4月1日契約分）

・令和5年8月2日

江南市教育委員会8月臨時会にて、令和6年度から令和9年度まで市立小

学校で使用する教科書が採択された。

- ・令和6年3月18日
物品調達施行伺いを起案（令和6年3月21日決裁）
- ・令和6年3月21日
株式会社青雲堂書店に見積書の提出を依頼
- ・令和6年4月1日
供給決定、売買契約書の締結（納入期日4月8日）
- ・令和6年4月4日
納入完了、検査調書作成
- ・令和6年5月20日
支払い完了
- ・令和6年7月24日
他自治体の新聞報道を把握したことにより、本事案が発覚した。

3 発生の理由

指導用教科書等の買入れにつきましては、愛知県教科書特約供給所が証明した取次店に限られるため、1者の随意契約であり、教科書の価格も統一となるため、経常的かつ定型的なものとしての意識が強く、指導用教科書が動産の買入れに該当することへの認識が著しく欠如していたことが原因であると考えております。

4 今後の対応について

今回の事態が生じたことにつきましては、重大な事案として受け止め、今後こうした事態を招くことのないよう、法令遵守、情報共有、予算編成時にチェックリストを作成するなど、再発防止策を徹底してまいります。

指導用教科書、指導書の購入につきましては、毎年、当初予算として計上しておりますが、教科書改訂による大型発注の場合は、当初予算では議会の議決を経る機会がないため、教科書の使用を開始する前年度の12月に補正予算として計上し、仮契約を締結した後、市議会3月定例会に諮ることを検討しております。